

健保組合からのお願い

他人の飼っている動物等（犬や猫他）に噛まれて受けた怪我で病院で治療を受けるときは届出を！



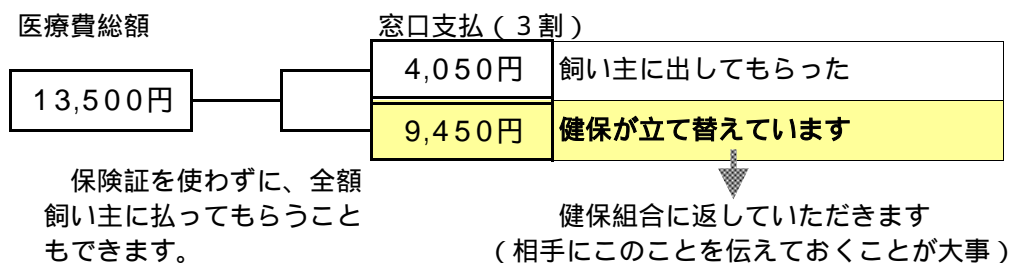
最近、他人のペットに危害を受けたという医療費の請求書が増えています。
この場合、保険証を使って治療を受ける時は必ず旭化成健保へ届け出てください。

こうした治療費は、本来加害者が賠償（負担）すべきものです。

保険証を使って治療を受けた場合、窓口支払い分（被保険者負担3割）のみ飼い主に出してもらって済ましているケースが見られます。窓口支払いの残り（健保負担7割）も当然飼い主負担となります。

他人のペットに危害を受けた場合、治療が優先することはいまでもありませんが、まず、健保組合への届出を忘れないようお願いすると共に、医療費の健保負担（7割）分は、後日支払い請求があることを飼い主へ伝えていただきますようよろしくお願いいたします。

（例） 近所の犬に噛まれて心配だったので、医者に3日間通院し、保険証を使って診療を受けた。



* 申請手続き

申請書「第三者の行為による傷病届（犬や猫等）」を旭化成健康保険組合まで提出してください。